

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 所得税の予定納税

Q : 私はサラリーマンですが、昨年からマンションを賃貸していますので、今年の3月に所得税の確定申告書を提出しました。

先月、税務署から予定納税額通知書というものが送られてきたのですが、また、税金を納めなければならないのでしょうか。

A : 7月と11月に予納しておくことになっています。

【解説】

所得税は、一暦年を課税期間とする申告納税制度を採用し、その納税義務は、翌年2月16日から3月15日までに確定申告によって確定することを建前としています。国庫収入の平準化や納税の便宜などの観点から、前年分の所得について確定申告書を提出する義務があった者は、本年も前年分と同額の所得があるものと仮定し、その仮定した所得金額に対する税額を7月と11月に予納しておくという「予定納税」制度を採用しています。

この場合、税務署長は、その年6月15日までに、その者に対し予定納税基準額並びに第1期（その年7月1日から7月31日までの期間）及び第2期（その年11月1日から11月30日までの期間）の予定納税額を書面により通知し、通知を受けた納税者は、それぞれの期間内にその税額を納付しなければならないこととなっています。

ただし、本年分の所得税額が前年分比べて減少すると見込まれる場合には、その減少したところにより予納できるように「予定納税額の減額申請」の制度も設けられています。

